

山梨県歯科医師連盟 今回は2ページです。

連盟ニュース 第54号

□発行

山梨県歯科医師連盟 甲府市大手 1-4-1

TEL : 055-252-6481 FAX : 055-253-0854

□発行人 諸角三千夫 HP : <http://ydca.jp>

□編集人 諸角三千夫 馬場 康二

山梨県歯科医師連盟機関紙

山梨県歯科医師連盟 第66回定時総会 開催

平成29年3月25日(土)、本会臨時社員総会終了後に山梨県歯科医師会館3階大会議室において「山梨県歯科医師連盟第66回定時総会」が開催されました。各報告(事業、庶務、会計、監査、日歯連盟)の後、議事に入り、第1号議案『平成27年度収入支出決算書(案)の承認を求める件』、第2号議案『平成29年度事業計画(案)の承認を求める件』、第3号議案『平成29年度収入支出予算(案)の承認を求める件』は全て承認されました。

平成29年度山梨県歯科医師連盟事業計画

県歯連盟は日歯連盟の活動と連携しつつ県歯とも連盟を密にし、県民の歯科保健の向上と経営基盤の安定を図るために次の事業を行う。

1. 医政対策 (1) 本会事業に対する支援と連携
2. 選挙対策 (1) 国政選挙に対する支援と連携 (2) その他選挙への対応
3. 税制対策 (1) 租税措置法の存続 (2) その他諸税に対する対応
4. 関連する諸事業の推進
 - (1) 関ブロ当番県への対応

平成29年度関東地区歯科医師連盟役員連絡協議会(開催県)
開催日:平成29年8月31日(木) 会場:甲府富士屋ホテル
 - (2) 連盟活動の充実と会員増強対策
 - (3) 小冊子発行に伴う活用方法
 - (4) 県歯連盟支部との連携強化
 - (5) 与党国会議員との交流促進(デンタルミーティング等)
 - (6) 各国会議員及び知事後援会への協力
 - (7) 県議会議員との意見交換
 - (8) 連盟ニュース、ホームページの充実
 - (9) 連盟役員の研修と知識の向上
 - (10) 県民の歯科保健の向上対策
 - (11) その他必要な事業

日歯連盟報告では、平成28年6月24日日歯連盟評議員会、9月15日群馬県の当番県での関ブロ、11月10日都道府県会長・理事長・広報理事合同会議が行われた事が報告されました。

総会の議事終了後、次期県歯連盟の会長、監事の3名の先生に当選証書が今沢優県歯連選挙管理委員会委員長より授与されました。

次期県歯連盟会長 諸角 三千夫 先生

次期県歯連盟監事 内藤 敏雄 先生

大森 淨二 先生

新年度に向けて

会長 諸角 三千夫

いよいよ新年度が始まります。役員一同身を引き締め取り組んで参ります。

3月25日(土)の定時総会において、平成29年度予算、事業計画が承認され、それぞれの対策強化を押し進めてまいります。連盟活動の充実と会員増強を目標に、県歯や連盟支部との連携強化を図って参ります。

本年度は関東地区役員連絡協議会の当番県に当たっており、会員の皆様方には、御協力、御支援の程宜しくお願い申し上げます。

平成27年4月末に起きた一連の事件に対する経緯

会長 諸角 三千夫

平成27年4月末、政治資金規正法違反の容疑で東京地検特捜部より日本歯科医師連盟が家宅捜査を受けた事件のその後の裁判についての報告です。

平成27年9月30日

高木前日歯連会長（以下、高木前会長）が政治資金規正法違反容疑により逮捕。

平成27年10月20日

堤元日歯連会長（以下、堤元会長）、高木前会長、村田元日歯連副理事長（以下、村田元副理事長）、日歯連盟が起訴される。

平成28年3月25日

公判前手続きが開始。（公判前手続きとは、刑事裁判で公判前に争点を絞り込む手続き、被疑者被告採用する証拠や証人、公判日程はこの場で決まり、終了後は新たに証拠請求が制限される）

その後、8回の公判手続きが行われた。（月1回のペース）

平成28年12月7日

村田元副理事長に対する初公判が開かれる。（政治資金規正法違反の虚偽記載、寄付の量的制限超過）村田元副理事長は罪状認否について、政治資金報告書には、資金の流れを忠実に記載しており、虚偽記載に当たらない。迂回寄付ではなく、内部の資金移動の為、違反に当たらないとして無罪を主張。検察側と全面的に争う姿勢を示した。

検察側→事件につながった要因について、診療報酬改定などの高い発言力をもつため、職域代表が必要で、高位で当選させるため法定限度を超える多額の資金が必要だったと指摘。

弁護士側→虚偽の記載はしていない。検察側は政治資金規正法の解釈を誤っている。中央後援会の役員は日歯連盟の役員が務めており、事実上中央後援会は内部の組織であるため、資金の移動ということで違法ではない。

平成28年12月15日：第2回公判、平成29年1月18日：第3回公判、平成29年2月8日：第4回公判、平成29年3月1日：第5回公判、平成29年3月23・24日：第6回公判が開かれた。

平成29年1月13日

高木前会長、堤元会長の初公判が開かれる。

高木前会長→『違法なことはしていない』『裁判を通じて身の潔白を明らかにする』

堤元会長→『違法なことはやっていない。会計面は村田元副理事長に一任しており、違法性はないとの説明を受けていたので、合法だと思っていた。』と主張。

平成29年3月6日

第2回公判

証人として元西村まさみ中央後援会会計責任者、倉治康男氏出廷。

☆証人尋問とは、刑事訴訟法で裁判所は証人として尋問することができる（第143条）。裁判所が召喚状を発行し、正当な理由がなく出頭しなかった場合、一年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられる（第62条、第151条、第153条）

平成29年3月29日、30日

第3回公判

高木前会長、堤元会長、日歯連盟に対する公判が開かれる。

元日歯連盟副会長の寺尾隆治氏が証人として出廷。

一連の問題について『正しいことをやってきたつもり』と違法性の認識がないとの考えを示した。

注 裁判は今後も続き、いつ結審するかは未定とのこと。